



2026年8月13日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代 表 者 保全管理人 岩 崎 晃
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 保全管理人室
(TEL : 03-6222-7234)
(受付時間 : 月～金 (祝祭日除く))
10時から16時まで)

2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の開示が

四半期末後 45 日を超えることに関するお知らせ

昭和ホールディングス株式会社 (以下「当社」といいます。) について、2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超える見込みとなりましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超えることとなった理由

2026 年 7 月 17 日付「更生手続開始の申立てに関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、同日付で、当社に対して損害賠償請求権を有すると主張するジェイトラスト・アジア・プライベート・リミテッドから東京地方裁判所に対する更生手続開始の申立てを受けました。同日付で同裁判所から保全管理命令が発令され、同日以降、保全管理人において保全管理業務を行っておりますが、2027 年 3 月期第 1 四半期の決算業務及び監査法人による監査手続き等に時間を要することから、2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信の開示が四半期末後 45 日を超える見通しとなりました。

2. 今後の予定

2026 年 7 月 27 日付「当社株式の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定に関するお知らせ」に記載のとおり、当社株式は、整理銘柄に指定されており、2026 年 8 月 25 日に上場廃止となる予定です。上記上場廃止日までに、2027 年 3 月期第 1 四半期決算短信を開示できる見通しは立っておりません。

以上